

保護者の皆様

京都市立塔南高等学校  
校長 小野 恭裕

## 「緊急事態宣言」の発出に伴う教育活動の変更等について（お知らせとお願い）

平素から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組につきましても、ご理解・ご協力くださいまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、京都府に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発出されたことを受け、京都市教育委員会から、「緊急事態宣言」の発出に伴う教育活動等の変更についての通知がありました。これを受けまして、本校におきましては、本日（1月15日）から下記のとおり変更することとしましたので、お知らせいたします。

本校といたしましては、引き続き徹底した感染防止策のもと、学校教育活動を実施してまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、今後の感染状況等により、内容を変更することもございますので、お含みおきください。

### 記

#### 1. 登下校の時間の基本的な枠組や通学等での感染リスク低減について

- (1) 本校におきましては、自転車通学の生徒が多い状況を考慮し、始業時間を繰り下げた時の時差登校は実施いたしません。通常通りの始業時間で、50分普通授業を行います。

なお、公共交通機関を利用している生徒については、必要に応じて少し早めに登校する等の対応をとっていただくことも可能です。

一方、平日の最終下校時間につきましては大幅に繰り上げ、補習その他の学習活動、部活動を問わず、活動の下限を午後6時30分とします。活動終了後はただちに下校（遅くとも午後7時までには完全下校）し、午後8時までには帰宅することとします。

- (2) 広域から通学する高等学校の実情を踏まえ、利用する交通手段を問わず、通学時のマスク着用や人混みを避けるなどの感染予防を徹底するよう指導します。また、不要不急の外出や、下校時の飲食、感染リスクの高い校外での活動を控えるよう、ご家庭でもご指導をお願いします。

#### 2. 各教科における指導について

- (1) 次の感染リスクの高い学習活動につきましては、緊急事態宣言の発令中は、一時的に停止します。
- 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
  - 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
  - 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
  - 美術、工芸における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
  - 家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
  - 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

#### (2) 体育について

- 特に体育の授業の実施にあたっては、可能な限り屋外で実施します。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底します。
- 授業の前後における着替え中、移動の際、授業中、用具の準備や後片付けの時等、生徒が運動を行っていない際は、マスクを着用するものとします。また、呼気が激しくならない軽度の運動の際も、マスク着用の上で実施します。

- ・授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動の際は、十分な距離を空けて行います。

### 3. 部活動について

#### 1 基本的事項

次の(1)～(3)のとおり、活動場所を原則校内に限定し、活動日の別を問わず、活動時間を2時間以内とします。また、感染リスクの高い活動については控えます。

- (1) 活動場所は原則校内、参加者は自校の生徒・教職員（部活動指導員、外部コーチ含む）に限定し、校外での練習試合、合同練習、合宿、演奏会等は実施しません。文化部活動等において、地域行事等への出演依頼等がある場合も、出演を取り止めます。
- (2) 活動にあたっては、顧問又は部活動指導員の指導のもと、部活動ガイドラインを遵守して実施し、加えて、通常、平日は3時間程度、休日は4時間程度のところ、活動時間は2時間以内とします。
- (3) 飛沫感染防止のため、活動中においては、生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、向き合っただけの発声や楽器演奏の活動については控え、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をします。

#### 2 公式戦等への参加について

参加については、公式戦（高等学校体育連盟主催の大会）のうち、全国大会・近畿大会及びそれらにつながる府内大会に限り参加します。参加する場合は、主催者との連携のもと、感染対策を徹底し、保護者の同意を得たうえで、最小限の参加人数とします。文化部の活動についても、同様とします。

#### 3 留意事項（感染対策）

##### (1) 生徒の参加、健康観察等

- ① 生徒の部活動への参加については、保護者の理解・同意を得た上、無理に参加させること等がないよう留意します。
- ② 生徒が部活動に参加する際には、健康観察票を必ず持参してください。
- ③ 健康観察票や日々の観察により生徒の健康管理を徹底し、少しでも体調に不安を感じている場合は参加しないでください。
- ④ 同居家族がPCR検査を受検する場合、生徒については、同居家族の検査結果が陰性と判明するまでは参加を自粛してください。

##### (2) マスクの取扱い

- ① 登下校、着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用することとします。
- ② 運動部の活動においては、体育の授業時の取扱いに準じ、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じることを前提に、マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用することとします。
- ③ 文化部の活動も、体力向上のための運動を行う場合は、上記②の運動部の活動の取扱いに準じます。また、マスクを着用することで熱がこもりやすい、のどの渇きを感じにくく水分不足になりやすいといった観点から、マスク着用の影響を考慮した活動内容の設定や水分補給を行うこととします。

##### (3) 活動場所（更衣含む）、活動内容等

- ① 活動場所や更衣室等の密集を避けるため、部活ごとの利用時間を調整するなど工夫することとし、体育館や更衣室、教室等の屋内においては、密閉空間とならないよう、窓や扉の開口や換気扇を常に回すなど、こまめな換気を行います。
- ② 雨天時における室内や体育館の軒下などでの練習においても、一度に大人数が密集することのないように留意し、事前に部活動ごとに雨天時の活動場所や中止の取決めをするなど工夫します。

- ③ 活動場所には、消毒液を設置することとし、活動前後での、石けんによるこまめな手洗いを励行し、生徒が手を触れる機会の多い箇所等は、こまめな消毒を徹底します。
- ④ 器具・用具・情報機器等は、生徒間での共用は可能な限り避けるとともに、やむを得ず共用する場合には、使用前後の消毒及び手洗いを徹底します。楽器や情報機器等で消毒することができない場合は、使用前後の手洗いを徹底する等、工夫して活動することとします。
- ⑤ 「トレーニングルーム」を使用する際には、少人数での実施、換気、使用前後の器具の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底します。
- ⑥ 運動部の活動に当たっては、高体連各専門部からの通知や各競技団体から配信されるガイドラインを十分に踏まえることとします。
- ⑦ 練習や活動中に、大きな声での会話や応援等をしないようにします。
- ⑧ タオルの共用やドリンクの回し飲みをしないようにします。
- ⑨ 活動をしていない間も含め、感染予防の観点から、人となるべく距離を空けるようにします。
- ⑩ 部活動終了後は速やかに帰宅し、生徒同士で食事をするのを控えるよう指導します。

#### (4)その他

- ① 部活動指導員、外部コーチ、その他部活動運営に携わる外部講師等に対しては、必ず事前に学校における新型コロナウイルス感染症対策についての取組を説明し、十分に理解したうえで指導いただきます。
- ② 公共交通機関を利用する生徒が、登下校時に、通勤混雑等を避けることができるよう、部活動の開始・終了時間に配慮します。

## 4. 備考（引き続きのお願い）

### (1)健康状態の把握

- ① 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を「健康観察票」にご記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。
- ② お子様に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など、身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話 681-0701）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。  
（症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。）
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

- ③ ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話681-0701）へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様か、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された。
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた。

